

# 八雲町議員報酬及び特別職給料審議会資料

資料1 八雲町議会議員報酬の見直しについて

資料2 議員報酬における予算額の推移及び見直しによる試算について

資料3 道南自治体の状況について

資料4 人口規模が同程度の道内市町の状況について

資料5 財政規模が同程度の道内市町の状況について

**日 時 令和2年10月28日(水) 14時00分**

**場 所 八雲町役場 第1・2会議室**

## 八雲町議会議員報酬の見直しについて

### 1. 議員報酬見直し検討に至った背景

当町の議員報酬については、合併の際に旧八雲町の報酬額を適用した経緯があるが、社会情勢や地域の環境の変化に伴って議会活動も変化してきている中において、現在まで見直しがされていない。また、算出根拠が不明確であることから、現在の報酬額が適切であるか議論することや説明することが困難な状況にある。

一方、全国では議員のなり手不足が問題となっており、国においても議員のなり手不足に対する環境整備の必要性が議論されてきているなど、地方議会にとって重要な問題と捉えられている。

このような現状から、議員報酬は役務の対価であるという考えの基、算定の根拠を明確に定めること、それに基づいた報酬額に改正することが必要であるかどうかについて、協議・検討を行ってきた。

#### 【現在の議員報酬額】

	議 長	副 議 長	委 員 長	議 員
報酬月額	295,000円	230,000円	205,000円	195,000円

### 2. 報酬額の算定方法について

議員報酬の算定について先駆的に取り組んでいる議会の活動を研究し、報酬額の算定において考えられる以下の3つの手法について協議・検討し選定を行った。

#### (1) 収益方式(町政への貢献度を基にする方式)

議員の町政への貢献度で報酬額を説明しようとする考え方。

➡理論的に、また、住民からの納得感という点においても、最も説明責任を果たし得る方式と考えられている。

しかし、町政への貢献度を指数化するには、議員評価の考え方、具体的手法、評価主体の考え方、手続きなどの制度が統一的に確立されておらず、そのような条件整備を図ることは現実的に困難であると言われている。

## (2)類似する団体と比較する方式

人口や産業構造により地方公共団体を類型分類した類似団体と議員報酬を比較する考え方。

➡類似する団体との比較のため参考にはなるが、根拠とはならない。

また、それぞれの類似団体における議会活動の状況が異なることから、類似団体との単なる比較は意味がないとの学識経験者からの指摘がある。(類似団体の状況については、別紙資料参照)

## (3)原価方式(議員の活動量と町長の活動量及び給与額を基にする方式)

議員の活動量に基づき議員報酬を算出しようとする考え方。

➡同じ公選職である町長の活動量に対する議員の活動量の比率を算出し、その比率をもって町長給与月額に乗じることによって算出する。全国町村議会議長会において示されている全国標準は、議長が40%から54%、副議長が33%から37%、議員が30%から31%とされている。

### 【現在の比率】

	議 長	副 議 長	議 員
議員報酬月額	295,000円	230,000円	195,000円
町長給与月額	810,000円		
町長給与に対する比率	36%	28%	24%
〃 (全国標準)	40~54%	33~37%	30~31%

協議・検討の結果、次の理由により「原価方式」を採用することとし、議員報酬額の算定を行うこととした。

- ①議員活動を数値化することによって、「役務の対価」としての議員報酬算定の根拠を明確にすることができる。
- ②議員報酬は当該団体の財政事情、住民所得水準、一般職員給与との比較など、諸般の事情を総合的に考慮し、決定することが適当と考えられている。これらの事情は、町長の給与月額を決定する際に考慮され尽くしていると考えられ、町長の給与額を基準とすることによって、これらの事情を反映することができる。

### 3. 議員活動日数の算出について

議会活動、議員活動、議会活動・議員活動に付属した活動(質問や議案に関する調査等)、それ以外の議員活動(議員として係わる住民活動等)のそれぞれ日数を算出した。

#### (1) 対象とする活動の範囲

議員の職務として認められる議員の活動には「公務性」が必要であるため、公務性のある議員活動の範囲を以下の4つに分類した。

##### ◎対象とする議員の活動

###### 【本会議、委員会等の議会活動】

→本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会

###### 【協議調整の場の議会活動】

→全員協議会、会派代表者会議、正副議長・正副委員長会議

###### 【その他の議会活動】

→議員・委員の出張、町主催行事への参加、町村議会議長会主催研修会、他市町村議会視察受入対応、議会報告会、議員連盟活動

###### 【議員個人としての日常活動】

→上記活動に伴う調査研究・情報収集、住民との接触(住民からの相談、各地区自治会への出席など)

#### (2) 議会活動のカウント方法

平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間の議会活動について対象とし、活動があった日は1日とカウントして算出した。

(3) 議会活動日数の算出

議会活動日数については次のとおり算出した。

議長：八雲町議会議長として参加した会議及び用務等の実績により算出

副議長：八雲町議会副議長として参加した会議及び用務等に、所属委員会等の日数を合わせて算出

議員：所属委員会等の違いがあるため、各会議等の組み合わせによって積み上げし、一人当たりの平均日数を算出

○全員が対象となる議会活動 【 合計 40日 】	●所属の有無により対象が異なる議会活動 【 合計4～20日 】
(ア)本会議(定例会) 12日 (イ)本会議(臨時会) 8日 (ウ)予算特別委員会 4日 (エ)全員協議会 4日(15日) (オ)庁舎等整備調査特別委員会 3日(6日) (カ)総合計画基本構想策定審査特別委員会 1日(2日) (キ)議会報告会 1日 (ク)森林・林業・林産業活性化議員連盟活動 4日 (木育事業、道南林活研修・総会) (ケ)北海道及び渡島町村議会議長会主催議員研修 2日 (コ)北渡島檜山4町議会連携協議会事業 1日	(ア)文教厚生常任委員会 4日(15日) (イ)総務経済常任委員会 4日(13日) (ウ)広報広聴常任委員会 3日(10日) (エ)議会運営委員会 7日(14日) (オ)決算特別委員会 2日(3日) (カ)会派代表者会議 0日(4日) (キ)議会報告会準備会 2日(6日) (ク)航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び 周辺整備事業推進特別委員会 要望活動 2日

(※カッコ内の日数は、開催日数)

例1) 総務経済常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会に所属している議員

➡ 40日(全員対象)+4日(総務経済)+3日(広報広聴)+7日(議会運営) = 54日

例2) 対象全てに所属している議員

➡ 40日(全員対象)+4日(文教厚生)+3日(広報広聴)+7日(議会運営)+2日(決算特別)+2日(議会報告会準備会)  
 +2日(基地特別委員会要望活動) = 60日

	議 長	副 議 長	議 員
議会活動日数	141日	94日	51日

#### (4) 日常活動日数の算出

議員としての日常における活動の把握は難しいことから、全国町村議会議長会政策審議会「議員報酬についての“全国標準”」を採用することとし、「調査研究・情報収集」及び「住民との接触」をそれぞれ月2回とした。

➡ 調査研究・情報収集 2日×12カ月＋住民との接触 2日×12カ月 = 48日

	議 長	副 議 長	議 員
日常活動日数	48日	48日	48日

#### (5) 議員活動日数の算出

議会活動日数＋日常活動日数＝議員活動日数

	議 長	副 議 長	議 員
議会活動日数	141日	94日	51日
日常活動日数	48日	48日	48日
<b>議員活動日数</b>	<b>189日</b>	<b>142日</b>	<b>99日</b>

#### 4. 町長職務遂行日数の算出について

町長の職務遂行日数についても、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの1年間の活動について対象とし、公務が行われた日は全て1日とカウントして算出した。

➡ 町長職務遂行日数 330日

#### 5. 算出した議員活動日数と町長職務遂行日数の比較結果

	議 長	副 議 長	議 員
議員活動日数	189日	142日	99日
町長職務遂行日数	330日		
町長職務に対する割合 (小数点以下切り捨て)	57%	43%	30%

#### 6. 原価方式による議員報酬額の試算結果

【試算式】

議員報酬月額 = 町長給与月額(810,000円) × 町長職務に対する割合

	議 長	副 議 長	議 員
議員報酬月額 (千円未満切り捨て)	461,000円	348,000円	243,000円

## 7. 試算結果に基づく議員報酬算定根拠の設定について

### (1) 議員の報酬算定根拠

議員の活動日数は平均99日と算出され、町長の職務遂行日数(330日)に対する割合は30%となった。全国町村議会議長会において示されている全国標準(30%から31%)と比較しても妥当な数値であると言えるため、算定基準を町長の報酬に対する割合の30%と設定した。

これにより、現在の報酬割合24%から6%の引き上げとなり、報酬月額は243,000円と算出される。

$$\text{議員の報酬月額} \quad 810,000\text{円(町長報酬月額)} \times 30\% = \underline{243,000\text{円}}$$

### (2) 議長の報酬算定根拠

議長の活動日数は189日と算出され、町長の職務遂行日数(330日)に対する割合は57%となった。

これは、全国町村議会議長会において示されている全国標準(40%から54%)と比較しても大きく水準を超える結果であるため、議員の報酬の見直し幅と同じ「6%の引き上げ」を上限とする調整を図ることとした。

これにより、算定基準を町長の報酬に対する割合の42%と設定し、報酬月額は340,000円と算出される。

$$\text{議長の報酬月額} \quad 810,000\text{円(町長報酬月額)} \times 42\% = 340,200 \div \underline{340,000\text{円}} \quad \text{※千円未満切り捨て}$$

### (3) 副議長の報酬算定根拠

副議長の活動日数は142日と算出され、町長の職務遂行日数(330日)に対する割合は43%となった。

これは、全国町村議会議長会において示されている全国標準(33%から37%)と比較しても大きく水準を超える結果であるため、議員の報酬の見直し幅と同じ「6%の引き上げ」を上限とする調整を図ることとした。

これにより、算定基準を町長の報酬に対する割合の34%と設定し、報酬月額は275,000円と算出される。

$$\text{副議長の報酬月額} \quad 810,000\text{円(町長報酬月額)} \times 34\% = 275,400 \div \underline{275,000\text{円}} \quad \text{※千円未満切り捨て}$$



#### (4) 委員長の報酬額について

現在の委員長の報酬は、議員の報酬に1万円が加算されている。

しかし、根拠が明確ではないため、委員長報酬額の算定についても基準を定めることとした。

#### 【委員長報酬額の算定について】

➡委員長としての活動を数値化して議員活動日数に加算し、町長の職務遂行日数に対する割合で報酬額を算定する。

##### ① 委員長活動の考え方

各委員長は委員会開催にあたり、委員会の運営を行うため事前に事務局と打合せを行っている。

委員会にかかる打合せは、半日で終わるよう事務局で調整を行っていることから、1回につき半日の活動としてカウントし、4つの委員会の平均日数を活動日数に加算した。(打合せ回数は委員会開催日数と同数としてカウント)

$$\{ \text{議会運営委員会(14日)} + \text{文教厚生常任委員会(15日)} + \text{総務経済常任委員会(13日)} + \text{広報広聴常任委員会(10日)} \} \\ \div 2(\text{半日}) \div 4(\text{委員会数}) = 6.5 \text{ (6日又は6.5日)}$$

##### ② 委員長の職務遂行日数割合(範囲設定)

$$\text{議員活動平均日数99日} + 6 \text{日} \div 330 \text{日(町長職務遂行日数)} = 0.318181\cdots \approx 31\% \text{ (低い割合)}$$

$$\text{議員活動平均日数99日} + 6.5 \text{日} \div 330 \text{日(町長職務遂行日数)} = 0.319696\cdots \approx 32\% \text{ (高い割合)}$$

#### 【委員長報酬額の算定基準について】

町長職務遂行日数に対する委員長の議員活動日数の割合を、31%から32%の中間値である31.5%として設定した。

$$\text{委員長の報酬月額 } 810,000 \text{円(町長報酬月額)} \times 31.5\% = 255,150 \approx \underline{255,000 \text{円}} \text{ ※千円未満切り捨て}$$

## 8. 算定根拠に基づく報酬額の見直し案について

設定した算出根拠に基づく議員報酬の見直し案は、以下のとおり。

### 【現在の報酬額】

	議 長	副 議 長	委 員 長	議 員
報酬月額	295,000円	230,000円	205,000円	195,000円
報酬額の算定根拠	不明確(算定根拠の証明が不可能)			



### 【算定根拠に基づく報酬額】

	議 長	副 議 長	委 員 長	議 員
報酬月額	340,000円	275,000円	255,000円	243,000円
報酬額の算定根拠 (原価方式)	町長給与月額の42%	町長給与月額の34%	町長給与月額の31.5%	町長給与月額の30%
見直しによる増減	+45,000	+45,000	+50,000	+48,000

## 9. 報酬額の見直しについて

### (1) 議会報告会の開催

報酬額の見直し案について、広く町民からの意見を聴くために議会報告会を開催した。

日 程: 令和2年2月12日(水)
会 場: はぴあ八雲(13時30分～/18時30分～)、くまいし館(13時30分～)、落部町民センター(18時00分～)
内 容: 議員報酬の見直し及び定数について
参加人数: 53人

⇒報酬額の見直しに対して反対する意見もあったが、説明や議論を尽くす中で大方の理解を得ることができた。

### (2) 報酬額の見直しについての結論

以下の理由により、現在の報酬額から算定根拠に基づく報酬額に見直しを行うこととした。

- ①議員活動の「役務の対価」とされる議員報酬が、根拠が不明確なまま継続して支払われることは、なぜこの報酬額なのか説明することができないことから、算定の根拠を定め、それに基づく報酬額への見直しを行うことが必要であるため。
- ②議員報酬の見直しは、多様な町民が議員を志し、多くの立候補が期待されることから、議員のなり手不足解消に必要とされる環境改善の一つとして考えられるため。
- ③新型コロナウイルスによる町民生活への影響や町の経済状況から、今、報酬額の見直しを行うことへの批判も考えられる。しかし、将来を見据えた議員のなり手不足解消に対する環境改善は、時の現職にしかできないことであり、令和3年10月に予定されている議会議員選挙に向け、早期に実行すべきであるため。

## 10. 適用年月日

令和3年4月1日(令和3年4月分の議員報酬から適用)

## 資料2

## 議員報酬における予算額の推移及び見直しによる試算について

(単位:千円)

	平成18年 (定数26人)	平成22年 (定数20人)	平成26年 (定数16人)	平成30年 (議員数16人)
議員報酬	62,940	48,900	36,971	39,540
期末手当	26,750	17,800	14,393	16,673
計	89,690	66,700	51,364	56,213

	令和元年 (議員数14人)	令和2年 (議員数14人)	報酬見直しによる試算 (定数14人)	令和2年との比較
議員報酬	34,860	34,860	42,948	+8,088
期末手当	14,867	15,034	18,522	+3,488
計	49,727	49,894	61,470	+11,576

※平成26年度予算額については、当時議員報酬について独自削減を行っている。

(議長10%、副議長8%、委員長6%、議員6%。手当の削減はなし)

## 資料3

## 道南自治体の状況について(市を除く)

町名	議員定数 (人)	議長報酬 (円)	副議長報酬 (円)	委員長報酬 (円)	議員報酬 (円)	人口 (R1. 7. 1時点) (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	財政規模 (R2当初予算) (千円)	議員一人当 りの人口 (人)	議員一人当 りの面積 (km <sup>2</sup> )	町長給与月額 (円)	議長報酬/ 町長給与 (%)	副議長報酬/ 町長給与 (%)	議員報酬/ 町長給与 (%)
八雲町	16	295,000	230,000	205,000	195,000	16,396	956.08	28,908,123	1,024	59	810,000	36	28	24
松前町	12	270,000	210,000	190,000	180,000	7,120	293.25	8,724,840	593	24	744,000	36	28	24
福島町	10	278,000	222,000	201,000	187,000	4,026	187.28	5,521,912	402	18	720,000	38	30	25
知内町	10	255,000	200,000	180,000	170,000	4,323	196.75	5,574,837	432	19	700,000	36	28	24
木古内町	10	255,000	200,000	180,000	170,000	4,113	221.87	8,648,690	411	22	700,000	36	28	24
七飯町	18	330,000	260,000	240,000	230,000	28,130	216.75	20,786,900	1,562	12	798,000	41	32	28
鹿部町	10	239,000	185,000	167,000	158,000	3,929	110.63	6,064,202	392	11	729,000	32	25	21
森町	16	295,000	225,000	205,000	195,000	15,394	368.79	18,409,709	962	23	812,000	36	27	24
長万部町	10	250,000	205,000	185,000	175,000	5,354	310.76	7,926,310	535	31	810,000	30	25	21
江差町	12	233,000	195,000	181,000	176,000	7,548	109.48	8,536,880	629	9	697,000	33	27	25
上ノ国町	9	238,000	195,000	176,000	171,000	4,775	547.71	7,564,980	530	60	722,000	32	27	23
厚沢部町	10	228,000	194,000	175,000	171,000	3,839	460.58	6,836,932	383	46	760,000	30	25	22
乙部町	10	232,000	193,000	174,000	170,000	3,652	162.59	6,082,549	365	16	750,000	30	25	22
奥尻町	8	225,000	180,000	166,000	162,000	2,600	142.99	6,313,470	325	17	642,000	35	28	25
今金町	12	239,000	200,000	182,500	170,000	5,236	568.25	9,089,652	436	47	740,000	32	27	22
せたな町	12	235,000	190,000	175,000	165,000	7,827	638.68	13,570,021	652	53	750,000	31	25	22

資料4

人口規模が同程度の道内市町の状況について(人口約15,000~20,000人)

市町名	議員定数 (人)	議長報酬 (円)	副議長報酬 (円)	委員長報酬 (円)	議員報酬 (円)	人口 (R1. 7. 1時点) (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	財政規模 (R2当初予算) (千円)	議員一人当たりの人口 (人)	議員一人当たりの面積 (km <sup>2</sup> )	町長給与月額 (円)	議長報酬/ 町長給与 (%)	副議長報酬/ 町長給与 (%)	議員報酬/ 町長給与 (%)
八雲町	16	295,000	230,000	205,000	195,000	16,396	956.08	28,637,582	1,024	59	810,000	36	28	24
当別町	15	310,000	260,000	248,000	240,000	15,938	422.86	18,111,134	1,062	28	850,000	36	30	28
倶知安町	16	268,000	218,000	194,000	179,000	15,145	261.34	13,302,100	946	16	700,000	38	31	25
余市町	18	290,000	235,000	217,000	200,000	18,678	140.59	16,678,590	1,037	7	795,000	36	29	25
美幌町	14	320,000	260,000	247,000	237,000	19,310	438.41	23,679,653	1,379	31	748,000	42	34	31
遠軽町	16	295,000	235,000	212,000	201,000	19,765	1332.45	27,656,650	1,235	83	810,000	36	29	24
白老町	14	298,760	238,620	213,640	202,860	16,740	425.64	19,535,284	1,195	30	680,000	43	35	29
芽室町	16	306,000	244,000	224,000	204,000	18,540	368.79	24,297,595	1,158	23	772,000	39	31	26
釧路町	16	311,100	249,000	222,000	196,000	19,816	252.66	13,369,986	1,238	15	817,000	38	30	23
別海町	16	306,000	246,000	234,000	222,000	14,982	1319.63	27,612,310	936	82	847,000	36	29	26
留萌市	14	380,000	340,000	310,000	310,000	20,722	297.84	27,723,126	1,480	21	830,000	45	40	37
士別市	17	380,000	334,000	310,000	310,000	18,562	1119.22	27,876,923	1,091	65	836,000	45	39	37
砂川市	13	394,000	348,000	318,000	318,000	16,848	78.68	37,892,530	1,296	6	799,000	49	43	39
深川市	12	400,000	350,000	325,000	325,000	20,418	529.42	29,228,717	1,701	44	832,000	48	42	39

## 資料5

## 財政規模が同程度の道内市町の状況について(予算額約250億～300億円)

町名	議員定数 (人)	議長報酬 (円)	副議長報酬 (円)	委員長報酬 (円)	議員報酬 (円)	人口 (R1. 7. 1時点) (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	財政規模 (R2当初予算) (千円)	議員一人当 たりの人口 (人)	議員一人当 たりの面積 (km <sup>2</sup> )	町長給与月額 (円)	議長報酬/ 町長給与 (%)	副議長報酬/ 町長給与 (%)	議員報酬/ 町長給与 (%)
八雲町	16	295,000	230,000	205,000	195,000	16,396	956.08	28,908,123	1,024	59	810,000	36	28	24
別海町	16	306,000	246,000	234,000	222,000	14,982	1319.63	27,612,310	936	82	847,000	36	29	26
留萌市	14	380,000	340,000	310,000	310,000	20,722	297.84	27,723,126	1,480	21	830,000	45	40	37
砂川市	13	394,000	348,000	318,000	318,000	16,848	78.68	37,892,530	1,296	6	799,000	49	43	39
深川市	12	400,000	350,000	325,000	325,000	20,418	529.42	29,228,717	1,701	44	832,000	48	42	39
紋別市	16	440,000	400,000	360,000	360,000	21,579	830.67	32,265,189	1,348	51	850,000	51	47	42
美唄市	14	409,000	351,000	323,000	323,000	21,058	277.69	27,782,253	1,504	19	815,000	50	43	39
伊達市	18	392,000	343,000	316,000	316,000	33,896	444.21	31,533,366	1,883	24	909,900	43	37	34